

神戸市事業所内保育施設整備事業補助金交付要綱

平成 26 年 6 月 26 日

こども家庭局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「神戸市事業所内保育事業者募集案内」に基づき選定した事業者が実施する地域の児童を受け入れるために行う事業所内保育施設の改修等に対し、市が交付する補助金に関して、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱による補助の対象は、「神戸市事業所内保育事業者募集案内」に基づき選定した事業所内保育施設が地域の児童を受け入れるために行う整備事業とする。

2 前項の整備事業とは、必要となる施設改修費及び備品の購入費等をいう。

(補助対象主体)

第 3 条 この要綱による補助を申請できる者は、次の各号の要件を全て満たす場合とする。

- (1) 「神戸市事業所内保育事業者募集案内」に基づき選定された事業者であること。
- (2) この補助金と同趣旨の補助金、交付金等(施設整備及び設備整備事業に対して交付される補助金等をいう。)を受けておらず、また受ける予定がないこと。

(補助の条件)

第 4 条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助金を第 2 条の事業にかかる整備のための資金に充当しなければならない。

2 この要綱により補助金の交付を受けた者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の交付額の算定)

第 5 条 市長は、予算の範囲内で、次の(1)と(2)を比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の範囲内の額を交付できるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額
- (2) 4,000,000 円

2 前項の交付額は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その申請内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

(届出書)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

ただし、第3号、第4号及び第5号に該当するときは、その理由を付し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業に着手したとき。 事業着工届(様式第3号)
 - (2) 事業を完了したとき。 事業完了届(様式第4号)
 - (3) 事業の内容を変更(建物の規模又は構造の変更で、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)しようとするとき。 申請(事業)内容変更届(様式第5号)
 - (4) 事業を中止し、もしくは廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)しようとするとき。 事業中止(廃止)届(様式第6号)
 - (5) この要綱による補助金を受けた施設又は設備を譲渡し、若しくは事業所内保育事業の用途を廃止しようとするとき。 施設(設備)譲渡・用途廃止届(様式第7号)
 - (6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき。 消費税及び地方消費税に係る仕入控除額報告書(様式第7号の2)
- 2 市長は前項第4号に掲げる変更のうち第7条による補助金交付決定額の変更を伴う届を受け受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の変更交付決定を行い、その旨を交付決定変更通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の事業完了届があった場合、当該届出に係る書類の審査等を行い、当該事業が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に速やかに通知する。

- 2 市長は、確定した補助金の額が、第7条第1項又は前条第2項により通知された交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金交付請求書(様式第10号)を受け受理したときは、補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。
- 3 市長は、確定した額を超える補助金を既に概算払によって交付している場合は、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を、期限を定めて、命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第13条の規定に反して財産を処分したとき。
- (4) 第8条の規定による届出等の手続きを怠ったとき。
- (5) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 第8条第6号の報告により、補助金の返還が必要となったとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号の 2）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（加算金及び遅延利息）

第 12 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、第 10 条第 3 項又は前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与等の行為をし、又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項による処分の制限を受ける期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める各補助金等に係る財産及び処分制限期間を準用する。

（一括下請負の禁止）

第 14 条 事業を行うための建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（補助基準の特例）

第 15 条 事業の緊急性等から考慮して市長が特に必要があると認めたものについては、第 5 条の規定にかかわらず、補助金を増額決定又は減額決定することができるものとする。

（帳簿等の備え付け）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

（調査、報告等）

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは補助事業者に対して補助金の執行状況等について、必要な書類、帳簿等を調査し、必要な報告を求め、又は必要な勧告、助言等を行うことができる。

（施行の細目）

第 18 条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 6 月 30 日から施行する。